

## 白岡市事業所等賃料補助金のご案内

白岡市では新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けた中小企業者等に対し、その経済的負担の軽減をし、事業継続の支援を図るため事業所等に係る賃料を予算の範囲内において補助します。

### 対象者

次の①～⑤を全て満たしていること

- ① 申請日時時点で事業を継続していること
- ② 中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条に規定する中小企業者
- ③ 市内に事業所等を賃借していること  
※店舗、事務所に係る建物の家賃とし、土地、倉庫、資材置場、駐車場その他の附帯施設は対象外  
※土地のみを賃借し、自己所有の建物で事業を行っている場合は対象外
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から同年5月までの任意の月の売上高が、前年の同月に比して15%以上減少していること
- ⑤ 市税を滞納していないこと

### 補助対象経費

市内事業所等に係る1箇月分の賃料

※消費税・共益費を含むものとする。

※住居として利用している部分がある場合には、事業所として使用している部分を面積割りで補助額を算出します。(面積等が分かる図面の提出をお願いします。)

### 補助額

上限10万円 ※補助率10/10 ※1事業者につき1回限り

### 申請受付期間

令和2年9月30日(水)まで

### 必要書類

- ① 白岡市新型コロナウイルス感染症に係る事業所等賃料補助金交付申請書
- ② 建物の賃貸借契約書(以下の内容がわかるもの)【写し】  
貸主・借主の名前、家賃、契約期間、対象物件情報(所在地、構造・規模、使用目的等)
- ③ 事業概要がわかる資料【写し】  
○法人の場合 履歴事項全部証明書  
○個人の場合 開業届等、市内に事業所等を有することを証する書類
- ④ 令和2年3月から5月までの任意の月の売上高が、前年の同月に比して15%以上減少していることが確認できる書類【写し】  
試算表、売上台帳、売上明細等の売上高がわかる資料

申請書類はこちらからダウンロード <http://www.city.shiraoka.lg.jp/item/22919.htm#ContentPane>

詳しくは白岡市商工観光課まで 92-1111 内線 292・293